

(4) 特産関係（砂糖・でん粉）

○砂糖価格調整制度

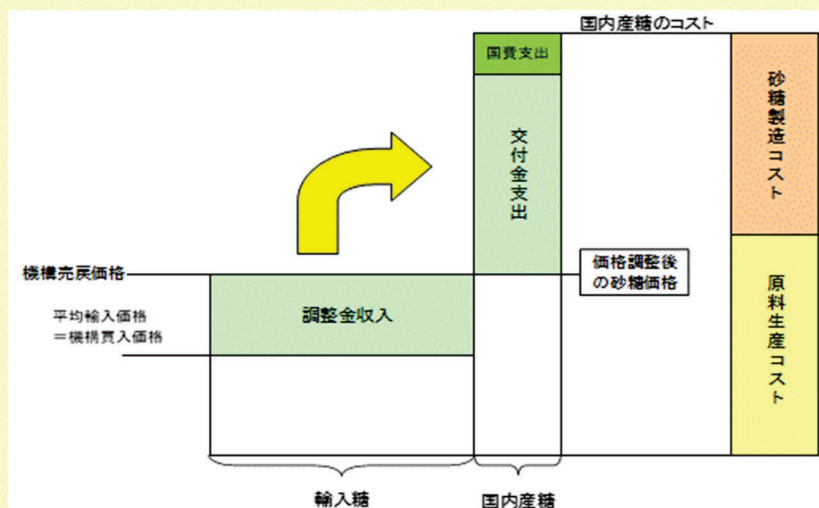
■制度の目的

砂糖価格調整制度は、価格の安い輸入糖から調整金を徴収するとともに、砂糖との価格差が存在する異性化糖や輸入加糖調製品との価格調整を行うために、これらの物品からも調整金を徴収し、それを財源として、さとうきびの生産者やてん菜糖、甘しや糖の国内産糖製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産糖の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

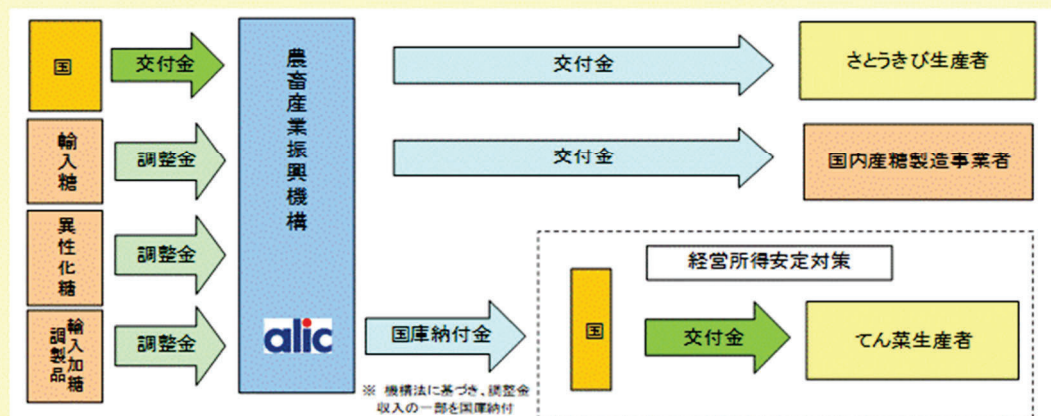
■制度の仕組み

輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、①輸入糖等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格（販売価格のうち、生産者の取り分）は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成されています。



■事業の流れ



【令和4年度交付実績：57,178百万円】